

国立大学法人島根大学学長選考会議（第3回）〈議事要録〉

日 時 平成28年2月4日（木）15:30～16:10
場 所 本部棟3階 特別会議室
出席者 有澤委員，近藤委員，大谷委員，中村委員，
吹野委員（法文学部長），小川委員（教育学部長），澤委員（生物資源科学部長），
廣光委員（総合理工学研究科長）
欠席者 梶田委員，山口委員（医学部長），
〔陪席者：千家監事，谷口監事，総務部長，総務課長，総務・法規グループリーダー〕

- 議事に先立ち，議長の梶田委員は所用のため欠席であり，議長代理の中村委員が議事進行を行う旨の説明があった。引き続き，平成27年10月1日開催の第2回国立大学法人島根大学学長選考会議の議事要録が承認された。

議 題

1 学長に対する業務執行状況の確認について

議長代理から，前回の本会議において，「業績評価の実施に関する申合せ」第3条に基づき毎年度1回確認することとなっており，今年度の業務執行状況の確認について，具体的な実施方法について検討する旨が述べられた。具体的な実施方法について，各委員から種々意見が述べられ，審議の結果，今年度の業務執行状況の確認をするにあたって，学長から業務執行の自己評価及び今後の抱負を述べていただき，退席後，監事から業務監査の報告を受け，学長選考会議で決定した「望まれる学長像と学長候補者選考方法」の内容を踏まえ，学長に対する業務執行状況の確認を行うこととした。また，次年度以降についても，3月に実施することを確認した。

報 告

1 学長の任期について

議長代理から，前回の本会議において，国立大学法人法第15条の学長の任期について，文部科学省に確認することとしていた旨の発言があり，事務から文部科学省は，「1期当たり，『2年以上6年を越えない範囲内』で，他の大学においても，合計で6年を超えている大学は存在する。」との回答があった旨及び学長の任期については，1期当たり，最長で6年を超えない範囲内において，学長選考会議の議を経て，各国立大学法人の規則で定めることとなる旨の説明があった。

委員から，学長の任期について，大学の特殊性からその方針等について大幅に変わることはないことから，学長の任期の始期と中期目標・中期計画の策定の開始時期が必ずしも同一でなくてもよいのではないかとの意見があった。